

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
4月20日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

救急病院の認定 (医療政策課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (河川課) 四

○公告

平成三十年年度随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験の実施 (労働政策課) 五

基本測量の実施の終了 (監理課) 八

公共測量の実施の終了 (監理課) 八

周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 九

周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 九

周南都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 九

一般競争入札の実施 (河川課) 九

○公安委公告

契約の締結 一五

山口県告示第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年四月二十日から同年五月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔 隔 隔
四七〇口 (三基)	〇・二	平成三〇、 七、一	平成三〇、 一〇、一	平成三〇、 一〇、一	断 続
四七一二 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃
備考 「四七〇口」及び「四七一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び混合施設をいう。					間 隔 隔 隔 時 日 当 日 の 使 用 季 節 的 変 動 の 概 要

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		浮遊物の量 (mg/l)	窒素の値 (mg/l)	リンの値 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大				
四七〇口 (三基)	五	三	五	八、二三六	検出せず	三
四七〇口 (二基)	九	二	〇	四〇	検出せず	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	三、四二〇	活性汚泥連	間使用時間	二四時間	概季節的変動の要なし	(既)		
凝集沈殿施設	鋼鉄製	七、二〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃			(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通常	最大	
活性汚泥処理施設	八・五	七・五	二七六	三九〇	三、一〇二
凝集沈殿施設	〃	〃	〃	〃	三、八〇七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の		水の		汚染		状態の		値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	最大	通常	最大	通常	
七・五	七・二	二・五	二・二	二・〇	一	八・九	二・三	〇・一	〇・五	一・三、六二〇	一四、四〇〇
八	八	一・九・五	二	二	一	八・九	二・三	〇・一	〇・五	一・三、六二〇	一四、四〇〇

山口県告示第百六十二号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年四月二十日

名称 下関市立市民病院
所在地 下関市向洋町一丁目一三番一号
山口県知事 村岡 嗣政
平成三三、三、三一

山口県告示第百六十三号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

道路の種類 県道
路線名 周東美川線
道路の区域

山口県知事 村岡 嗣政

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
岩国市周東町瀬越字大形二二六一の四地先から	旧	最狭 二〇・五	六九・六	

山口県告示第百六十四号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
周東美川線	岩国市周東町瀬越字大形二二六一の四地先から同市周東町瀬越 同字二二六八の四地先まで	平成三十年四月二十一日

山口県告示第百六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称 時宗地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
下松市	生野屋西三丁目	力手	一三七七の四	一号
〃	〃	〃	四三七の四	二号
〃	〃	〃	四三七の一六	三号
〃	〃	〃	四三七の一八	四号
〃	〃	〃	四三七の一八	五号
〃	〃	〃	六八八の一	六号
〃	〃	〃	一三九九の五	七号
〃	〃	〃	一四〇五の一	八号
〃	〃	〃	一三七四の一	九号

山口県告示第百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第一工区)
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬地内
- (二) 工事の概要

工種	数量

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成三十年四月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (四) 共同企業体の代表者以外の者のうち(三)の者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号)四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出場所
山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地
- (三) 申請書等の提出期間
随時とする。
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非

四 適合通知書を發送する。
その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二―三七四四）にすること。

山口県告示第百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事（第二工区）
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字平床及び字阿儀敷地内
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
鋼 管 杭 工	一四三本

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成三十年四月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が千以上であること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者のうち(三)の者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を發送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二―三七四四）にすること。



(七九) 平成三十年度随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成三十年四月二十三日以降の平成三十年度随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
機 械 加 工	普通旋盤 数値制御施盤 フライス盤 マシンングセンタ
鉄 工	構造物鉄工
建 築 板 金	内外装板金
め っ 金	電気めつき
機 械 検 査	機械検査
電 子 機 器 組 立 工	電子機器組立て
電 気 機 器 組 立 工	配電盤・制御盤組立て
婦 人 子 供 服 製 造	婦人子供既製服縫製
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	射出成形 ブロー成形
パ ン 製 造	パン製造
水 産 練 り 製 品 製 造	かまぼこ製品製造
と び	とび

2 随時実施三級の技能検定
随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
機 械 加 工	普通旋盤 数値制御施盤 フライス盤 マシンングセンタ
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	構造物鉄工
建 築 板 金	内外装板金 ダクト板金
め っ 金	電気めつき
機 械 検 査	機械検査
ダ イ カ ス ト	ホットチャンバダイカスト
電 子 機 器 組 立 工	電子機器組立て

配 管	プラント配管
型 枠 工 事	型枠工事
鉄 筋 組 立 工	鉄筋組立て
防 水 施 工	シーリング防水工事
塗 装	金属塗装 噴霧塗装
工 業 包 装	工業包装

電気機器組立て	婦人子供服製造	家具製作	紙器・段ボール箱製造	印刷	プラスチック成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	建築大工	とび	左官	タイル張り	配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	防水施工	内装仕上げ施工
配電盤・制御盤組立て	婦人子供既製服縫製	家具手加工	印刷箱打抜き	オフセット印刷	圧縮成形 射出成形 ブロー成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造	大工工事	とび	左官	タイル張り	建築配管 プラント配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	シーリング防水工事	ボード仕上げ工事

熱絶縁施工	ビル用サッシ施工	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	工業包装	保温保冷工事
-------	----------	----------------------	------	--------

- (二) 試験の方法
- (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日
- 山口県職業能力開発協会が指定する日
- 三 試験の場所
- 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
- (一) 随時実施二級の技能検定
- 受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。
- (二) 随時実施三級の技能検定
- 受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。
- 五 受検申請書の受付
- 随時受け付ける。
- 六 受検申請書の提出先
- 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
- (一) 随時実施二級の技能検定
- 受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し
- (二) 随時実施三級の技能検定
- 受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し
- 八 受検手数料
- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 随時実施二級の技能検定

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		一万四千九百円
铸造 機械加工 鉄工 建築板金 めっき 電子機器組立て 電気機器組立て プラスチック成形 パン製造 水産練り製品製造 とび 配管 型枠施工 鉄筋 防水施工 塗装 工業包装		一万七千九百円

2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		五千円
铸造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 めっき ガイカスト 電子 機器組立て 電気機器組立て 家具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 プラス チック成形 パン製造 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート 圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包		六千円

3 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		一万四千九百円
铸造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 めっき ガイカスト 電子 機器組立て 電気機器組立て 家具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 プラス チック成形 パン製造 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート 圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包		一万七千九百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」又は「随時実施三級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施二級及び随時実施三級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二―八六四六）にすること。

(八〇) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(八一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（都市計画図作成）

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十九年九月七日から平成三十年三月二十九日まで

(八二) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八三) 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八四) 周南都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画地区計画下松タウンセンター地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年四月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事（第一工区）

(二) 工事場所

岩国市錦町広瀬地内

(三) 工事の概要

工	種	数	量
鋼管杭工			一四三本

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約三十一箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるV E方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成三十年四月二十日から同年八月二十九日まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第百六十六号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成三十年四月二十日から平成三十年十月十日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。

5 共同企業体でないこと。

6 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であること。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から

平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り。)を施工した実績を有していること。

2 土木工業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(告示三(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出の日(以下「提出日」という。)以前に三月以上)があり、かつ、元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り。)の施工管理に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り。)を施工した実績を有していること。

2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

(五) 共同企業体の代表者以外の者のうち四の者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として杭工事(既製杭工、場所打ち杭工その他これらに類するものに限る。)とし、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り。)を施工した実績を有していること。

2 主任技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成三十年六月二十七日から同年八月二十九日まで

五 契約条項を示す場所

山口県錦川総合開発事務所

六 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県錦川総合開発事務所

(三) 受領期限

平成三十年八月七日午前九時から同月九日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口県錦川総合開発事務所

(二) 日時

平成三十年八月三十日午前十時

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際的评价の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とならない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百八を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類)を平成三十年五月十六日午後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年六月二十七日までに発送する。

1 誓約書

2 工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

5 総合評定値通知書の写し

6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電

子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
 (六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることができる。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更することにも、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七ー七二二一三七四四)に問い合わせる。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction work : Landslide prevention construction work of Hirase Dam of Nishiki River General Development Project (First Construction area)

(3) Type of landslide prevention facility : Steel pipe pile working method

(4) Place of construction : Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River General Development Office, 780 Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(6) Time-limit for tender : 4:30 P.M. August 9, 2018

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
施工方法等の提案	「鋼管杭の溶接部分の品質向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	

技術的能力等の条件	施工上配慮すべき事項	同種の工事の施工実績の有無	ISO9001の認証の取得の状況	ISO14001の認証の取得の状況	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	監理技術者の有する資格	監理技術者の施工経験の有無	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。			3							
								「鋼管杭の施工精度向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な記載され、かつ、その内容が適切であること。								
								共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全マネジメント等の認証を受けていること。	監理技術者が一級土木施工管理技術士又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	監理技術者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	3点	3点	4点	2点	2点	3

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

- (一) 工事名 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第二工区)
- (二) 工事場所 岩国市錦町広瀬字平床及び宇阿儀敷地内
- (三) 工事の概要

工	種	数	量
鋼管杭工			一四三本

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約四十二箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成三十年四月二十日から同年八月二十九日まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第百六十七号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

- 3 平成三十年四月二十日から平成三十年十月十日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。
- 5 共同企業体でないこと。
- 6 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であること。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り、)を施工した実績を有していること。

- 2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接かつ恒常的な雇用関係(告示三(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出の日(以下「提出日」という。)以前に三月以上)があり、かつ、元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(杭長が二十メートル以上であり、かつ、杭径が七百ミリメートル以上の鋼管杭を使用したものであって、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り、)の施工管理に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として鋼管杭工事(平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り、)を施工した実績を有していること。
- 2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)で、直接かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

(五) 共同企業体の代表者以外の者のうち四の者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として杭工事(既製杭工、場所打ち杭工その他これらに類するものに係るものとし、平成十五年四月一日から平成三十年四月二十日までの間に完成したものに限り、)を施工した実績を有していること。
- 2 主任技術者で、直接かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の見積及び配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成三十年六月二十七日から同年八月二十九日まで

五 契約条項を示す場所

山口県錦川総合開発事務所

六 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県錦川総合開発事務所

(三) 受領期限

平成三十年八月七日午前九時から同月九日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口県錦川総合開発事務所

(二) 日時

平成三十年八月三十日午前十時三十分

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際的评价の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者としなない。

- 1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合
- 2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百八を乗じて得た値に満たない場合
- 3 入札金額によっては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類)を平成三十年五月十六日午後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年六月二十七日までに発送する。

- 1 誓約書
- 2 工事の施工実績について記載した書類
- 3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
- 4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
- 5 総合評価値通知書の写し
- 6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることが出来る。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七-七二一三七四四)に問い合わせる。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction work : Landslide prevention construction work of Hirase Dam of Nishiki River General Development Project (Second Construction area)

(3) Type of landslide prevention facility: Steel pipe pile working method

(4) Place of construction: Hiratoko and Agiyabu, Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River General Development Office, 780 Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. August 9, 2018

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
技術的能力等の条件 高度な技術の提案 施工上配慮すべき事項 同種の工事の施工実績の有無 ISO9001の認証の取得の状況 ISO14001の認証の取得の状況 労働安全衛生マネジメント等の認証状況 監理技術者の有する資格 監理技術者の施工経験の有無	「鋼管杭の溶接部分の品質向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	24
	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
	「鋼管杭の施工精度向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	
	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	
	共同企業体の代表者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	
	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	1点	
	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	1点	
	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全マネジメント等の認証を受けていること。	1点	
	監理技術者が一般土木施工管理技士、技術士又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	1点	
監理技術者が平成22年4月/日から平成30年4月20日までの間に同種の工事に従事した経験の有していること。	2点		
			3



公告
契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年四月二十日

山口県知事

村岡 副政 一五

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
 - 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ガソリン 三百一十キロリットル
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成三十年三月二十三日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士商株式会社 山陽小野田市稲荷町一〇番二三号
 - 六 落札金額
一リットル当たり百二十二円三十六銭四厘
 - 七 入札公告日
平成三十年二月九日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

平成三十年四月二十日印刷
平成三十年四月二十四日発行

発行人所

山口県知事